

令和7年度 やまなし農泊強化業務委託仕様書

1 業務名

やまなし農泊強化業務委託

2 業務実施期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

3 目的

本県では、都市住民等が農村に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」である「農泊」に取り組む地域が増えている。

一方、社員の福利厚生や社会貢献などの活動機会を農村に求める企業や、ウェルビーイングを意識してリフレッシュする機会を求める人がいる。

本事業は、ストレスケアに着目したリフレッシュ農泊の取組を推進するため、農泊事業者が連携して作成する「連携プログラム」の完成度を高め、モデルツアーを実施するなどして、企業等をターゲットとした新たな需要を開拓し、多くの宿泊者が農村に訪れ、農泊事業者が持続的に取り組み、農村地域の活性化を図ることを目的とする。

（参考）

県内における農泊取組地区：（R6）32地区

やまなし農業基本計画 県内農泊の宿泊者数：

（現況値R4）10,048人、（目標値R8）13,440人

4 業務の内容

受託事業者は、次に掲げる4-1から5の業務内容について、県と事前に協議の上、委託業務を実施する。

なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託事業者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、県の指示するものについては契約書（仕様書）に追記する。

4-1 農泊事業者の連携支援

（1）調査・分析の実施

県内で農泊に取り組む県が示した事業者（30者程度を想定）等について、アンケートやヒアリング調査（実地もしくはオンライン等）を行い、施設の外観や内観、提供プログラム、価格等の基本情報に加え、それぞれの強みや弱みを把握・分析し、（3）の農泊事業者のマッチングの参考資料を作成する。ここで収集した情報は5のリーフレット作成のための取材も可能な範囲で兼ねるものとする。なお、費用には取材にかかる交通費も含まれる。

(2) 県外先進事例研修・農泊事業者の交流会の実施

農泊に取り組む者または農泊に取り組もうとする者、もしくは団体（以下「農泊事業者」）を対象に県外先進事例研修を開催する。研修では、広域自治体内で地域間連携を実現している地域（徳島県のにし阿波地域を想定）から講師を招聘し、講演会を開催する。同日に、農泊事業者の交流会を開催する。交流会では農泊事業者に自身の取り組みや課題をまとめて発表・プレゼンテーションをしてもらい（自己PR）、農泊事業者が相互の取り組みを知り、連携先を検討する機会を創出する。研修・交流会参加者の募集チラシ案（電子媒体）の作成は、受託事業者が決定次第すみやかに着手し、県が定める日（8月上旬予定）までに、県が定める方法で納品する。納品後、募集チラシ案を県で修正する可能性がある。

なお、完成した募集チラシは県がHPに掲載するとともに、紙媒体（A4、フルカラー）に印刷して市町村等に配布する。

① 開催時期、会場、テーマ等

8月（予定）、山梨県庁防災新館（予定）

※ オンライン併用で開催する。

② アンケート調査の実施

受託事業者は、参加者に対し、県と協議し定めた内容のアンケート調査を行う。

(3) 県内先進地視察研修・農泊事業者のマッチング

県内において農泊に取り組み、成果を上げている事業者（市川三郷町のちかはぎ空の家を想定）を視察し、施設や提供メニュー、これまでの取り組み内容や、今後の計画等について学ぶ機会とする。同日に（1）の調査結果や交流会で得られた情報を元に農泊事業者同士のマッチングを行う。ここでマッチングした農泊事業者同士の連携によってモデルツアーを企画する。

実施想定時期：8月～9月

4-2 モデルツアーを実施する農泊事業者の選定

モデルツアーは、2者以上の農泊事業者が連携し、農村での宿泊、農作業等の体験と地域食材を使った料理の提供、ストレスチェックを取り入れることを必須とし、受託事業者は、県がモデルツアーを実施する農泊事業者を選定するための審査基準案を作成し、県が定める日（9月上旬予定）までに提出する。

4-3 連携プログラムの磨き上げとモデルツアー参加企業等の掘り起こし

受託事業者は、4-2で県が選定した2ツアー分の農泊事業者へのヒアリングや現地調査などを実施する中で、連携プログラムがよりよい内容となるように働きかける。この際、県が定めるストレスケアの専門家の意見を聴取し、その内容をプログラムに取り込むこと。

連携プログラムの改良期間は、県が2グループの農泊事業者を決定した日から各モデルツアー実施までの間とする。

また、受託事業者は、上記の連携プログラムの磨き上げと併せてモデルツアーへの参加企業等の掘り起こしを行う。

実施想定時期：10月上旬

4-4 モデルツアーの実施

受託事業者又は受託事業者から委託を受けた旅行業者等は、次によりモデルツアーを実施する。

① 実施日

県がモデルツアーを実施する農泊事業者を決定した日から令和8年2月下旬までの間において、1泊2日以上モデルツアーを実施する。

② 参加者等

参加人数は、農泊事業者の受入体制に応じ決定し、連携プログラムの運用に支障のない範囲内で親子での参加も可とする。

③ 実施方法等

ア モデルツアーの開始場所及び終了場所、交通手段は参加者の利便性を考慮したものとする。

イ 適切なツアー参加料を設定する。

ウ モデルツアーの広報を行う。

エ 記録写真の撮影を行い、モデルツアー終了後おおむね1ヶ月以内に県へ報告書を提出する。

オ モデルツアーの参加者に対し、県と協議し定めた内容のアンケート調査を行い、その結果を分析し、オの報告書と併せて県に提出する。

実施想定時期：10月～12月

5 リーフレットの作成

県内の農泊事業者の所在地や連絡先、提供メニューや金額等を一覧できるリーフレットを作成する。掲載情報は4-1で実施した調査分析の内容を活用しつつ、必要に応じて現地取材により収集する。リーフレットはデジタル形式及び紙媒体とし、掲載内容の決定、デザイン、構成まで一貫して行うものとする。データの著作権は県に帰属するものとする。

完成想定時期：1月

6 進捗管理

委託契約締結後、速やかに委託業務に着手することとし、県の求めに応じて進捗状況の報告を行うこと。

7 履行状況の確認

当日に実施場所において県職員による立ち会いによる委託業務の履行状況

の確認を行うものとする。立ち会いができない場合には、写真や文面、口頭等の方法により定期的な報告を実施する。

8 報告書等の提出先

山梨県農政部農村振興課農村整備担当とする。

9 事業成果の取扱

(1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託業務の成果を記載した業務完了報告書を県に提出するものとする。

(2) 事業成果の帰属等

① 委託業務により受託事業者が制作した著作物の著作権、意匠登録を受ける権利及び商標登録を受ける権利は、県に帰属するものとする。

② 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

10 留意事項

(1) 委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。

(2) 委託業務の実施に必要な経費については委託料に含めるものとする。

(3) 委託業務の遂行に際しては、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。

(4) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。

(5) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

(6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

(7) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

(8) 受託事業者は、県が必要と認めるときは、委託事業により制作した成果物を随時県に提供するものとする。

11 その他事項

(1) 再委託等について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に

県の承諾を得るものとする。

(2) 仕様書の変更について

受託事業者は、委託業務の目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について県と協議し変更することができるものとする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うものとする。

(4) 紛争処理

委託業務に関して紛争が生じた場合には、受託事業者の責任において処理するものとする。